

【資料2】 権利回復制度の見直し

令和2年12月8日

特許庁



現行制度の概要（1）

○特許法上の規定

（出願審査の請求）

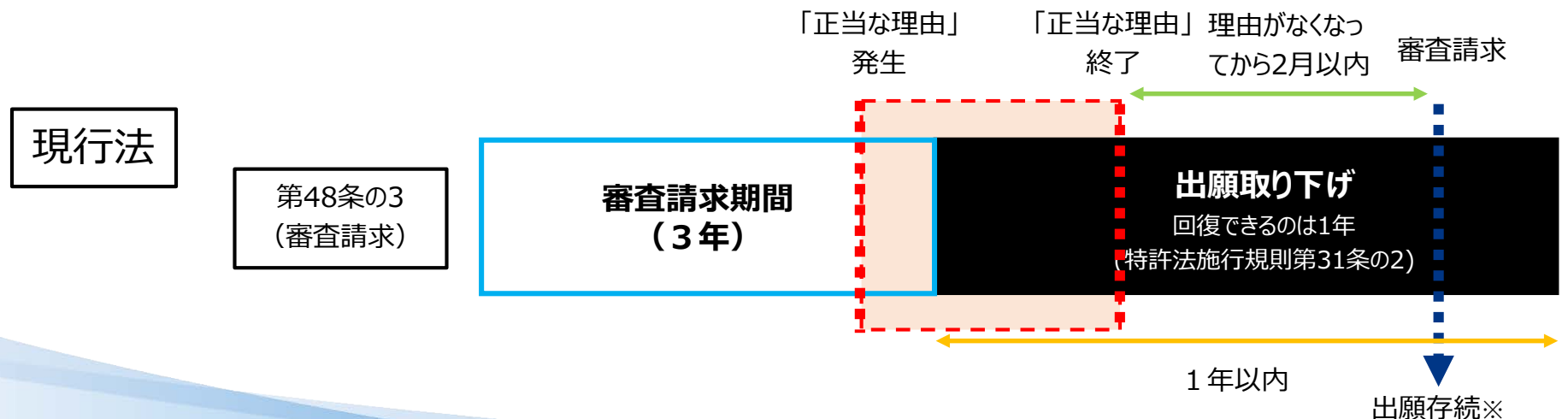
第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

2・3 （略）

4 第一項の規定により出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がなかつたときは、この特許出願は、取り下げたものとみなす。

5 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、出願審査の請求をすることができる。

6～8 （略）



現行制度の概要（2）

特許法条約

- 特許法条約（PLT）は、各国で異なる特許の国内出願手続の調和や簡素化を目的とし、出願人等の利便性向上及び負担軽減を図る条約。
- PLTでは、**形式的又は手続的な要件の瑕疵や手続期間の不遵守による権利の喪失を避ける**ため、一定の要件の下、喪失した権利を回復する旨を定める（権利回復制度）。
- その際の**判断基準**（主観的要件）については、条約の定めにより、締約国は、**以下のいずれかを採用**することとしている。
 - （ア）状況により必要とされる「相当な注意」を払っていたにもかかわらず、当該期間を遵守できなかったこと（**相当な注意基準**）
 - （イ）その遅滞が「故意」によるものではなかったこと（**故意基準**）
- PLT上、回復申請に際して**手数料**を徴収するかは締約国の任意である。

国内法

- 日本は（ア）「**相当な注意基準**」を採用。
※なお、我が国は国内法上、「正当な理由がある」ことを要件として規定している
- 回復申請に際し、大半のPLT締約国は手数料を課すが、我が国は**徴収していない**。

見直しの必要性

ユーザの声

- 我が国の権利回復のための判断基準は、他の主要国の産業財産権法に比して厳格に過ぎるとの指摘を受けている。
- 他の主要PLT締約国における権利の回復申請に対する認容率は、相当な注意基準を採用する国においても60%以上。**我が国の認容率（約10～20%）は突出して低い。**
- 国内外の出願人等には**証拠書類の提出等にかかる手続負担が生じており**、この点についても改善要望が寄せられている。

事務処理負担

- 「正当な理由」の判断は、処分が行政争訟の対象となることも念頭に、事実認定や証拠の採否等、慎重な運用が行われている。
- 「正当な理由」の有無を争う行政争訟への対応についても、相当な負担が生じている。

権利回復制度の運用に伴う行政負担

- 回復理由書の審査：3名体制
- 回復申請件数：年間約144件
- 認容率：約10～20%
- 回復申請の却下を争う行服請求件数：年間約17件（行服請求件数全体の約56%）

※回復申請件数はH28-H30年度、行服件数はH28-H30年の実績

見直しの方向性

故意基準への転換

- 低い認容率のため、期間管理上の手続的な瑕疵のみにより、**実体的には保護要件を備えた権利の喪失**を招いている現状は、産業政策の観点からも見直しが必要ではないか。
- **認容率を高めることができる**だけでなく、**申請者の手続負担**及び行政の審査負担も**解消される**ことから、「**故意基準**」へ**転換する**ことを検討する。
 - ※（新たに救済される例）期間管理ソフトの入力ミスに伴う期間徒過など
- 権利回復により影響を受ける第三者に対しては、現行法に存在する保護規定が適用される。
 - ※回復申請が可能な最長の期間は、現行（期間徒過から1年）を維持する。
 - ※基準転換により庁の回復判断は迅速化されるため、第三者の監視負担が生じる期間も、実質的に現状より短縮される。

回復手数料の徴収

- 権利の回復基準を「故意基準」に転換すれば、権利の回復は容易となるところ、米国等に倣い、**制度の濫用を防ぐとともに、手続期間の遵守のインセンティブとする**ために十分な程度の**回復手数料を徴収する**方向で検討する。
- 一方、新型コロナのような非常時においてまで回復手数料を徴収するのは酷であることから、期間徒過の**責任を手続者に問えない場合**には、**回復手数料を免除**することを検討する。
- なお、手数料徴収の趣旨は期間遵守の促進であること、同じく救済制度である期間経過後の期間延長請求手数料も軽減していないこと、今年度より特許（登録）料支払期限通知サービスも提供開始されていること等から、企業規模にかかわらず一律の手数料とする。

※ 実用新案法、意匠法及び商標法においても、特許法と同旨の改正を行う。

(参考) 対象手続一覧

特許法による手続

- ① 外国語書面出願の翻訳文
- ② 特許出願等に基づく優先権主張
- ③ パリ条約の例による優先権主張
- ④ 出願審査の請求
- ⑤ 特許料の追納による特許権の回復
- ⑥ 外国語でされた国際特許出願の翻訳文
- ⑦ 在外者の特許管理人の特例

意匠法による手続

- ⑬ パリ条約の例による優先権主張
- ⑭ 登録料の追納による意匠権の回復

実用新案法による手続

- ⑧ 実用新案登録出願等に基づく優先権主張
- ⑨ パリ条約の例による優先権主張
- ⑩ 登録料の追納による実用新案権の回復
- ⑪ 外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文
- ⑫ 在外者の特許管理人の特例

商標法による手続

- ⑮ 商標権の回復
- ⑯ 後期分割登録料等の追納による商標権の回復
- ⑰ 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録
- ⑱ 書換登録の申請

(参考) 諸外国の制度 (特許)

| 国・地域 | 回復期間 (最長) | 回復基準 | 立証負担 | 認容率 | 手数料 | 免除規定 |
|----------|-----------|-------|---------------------------|--------|-------------------------------------|----------|
| 日本 | 1年 | 相当な注意 | 証拠書類の提出が 必須 | 10~20% | 無料 | 無 |
| 欧州 (EPO) | 1年 | 相当な注意 | 必要に応じて 証拠書類の提出を要求 | 60~70% | 665ユーロ (約81,000円) | 有※1 |
| 仏 | 1年 | 相当な注意 | 必要に応じて 証拠書類の提出を要求 | 約80% | 156ユーロ (約19,000円) | 有※1 |
| 米 | 無期限 | 故意 | 原則として不要 (陳述書のみ) | 90~95% | 2100ドル (約220,000円) (中小企業軽減あり) | 有 |

※1 手続期間を職権で延長したことによるもの。

(参考) 「正当な理由」基準で認められなかった事例

| 特許庁での判断プロセス | | 事件番号等 | 内容 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="78 361 733 468">「正当な理由」がないとの特許庁の判断が裁判所でも支持された事例</p> <p data-bbox="58 582 551 711">以下、2つの観点を含め、回復理由書の記載に基づき「正当な理由」の存否の判断を実施。</p> <p data-bbox="58 761 551 889">①期間徒過の原因となった事象 ②出願人等が手続を期間内にするために講じた措置</p> <p data-bbox="58 939 551 1068">★出願人等は、回復理由書に記載した事項を裏付ける証拠書類の提出が必要。</p> | | <p data-bbox="795 404 1110 489">平成30 (行ウ) 424 東京地裁</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○原告の請求棄却 ○<u>大手事務所に特許料支払いを委託していたが、大手事務所が対応してくれなかった。</u>原告は大手事務所に委託していたことが「<u>相当な注意を尽くした</u>」ことに該当するなど主張するが認められず。 |
| | | <p data-bbox="795 818 1156 903">平成30 (行コ) 10004 知財高裁</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○原告の請求棄却 (控訴棄却) ○<u>外国事務所から国内事務所に審査請求するよう指示する旨のメールを送ったが、ランサムウェア感染により届かなかったことが「正当な理由」に該当する旨を主張。</u>裁判所は、<u>ランサムウェア感染があったなら国内事務所にメールが届いたかどうか確認すべきであり、「相当な注意」を欠いたものである旨を判示した。</u> |
| | | <p data-bbox="795 1175 1110 1260">平成27 (行ウ) 623 東京地裁</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○原告の請求棄却 ○<u>期間管理システムへの入力ミス。ダブルチェック等の注意を払っていたとは認められないと判示。</u> |